

募集新株予約権に関する取締役会決議公告

平成23年1月31日

株主各位

東京都千代田区五番町4番地5五番町コスモビル
アキナジスタ株式会社
代表取締役社長 大林 浩

当社は、平成23年1月31日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 新株予約権の募集の理由及び目的

当社は、平成21年4月の株式会社モバイル・アフィリエイトとの合併後モバイル・インターネット広告分野においてアフィリエイト事業と広告代理事業を中心とした事業展開を図ってまいりました。しかしながら合併後、不採算であったソリューション事業や自社PCメディア事業の改善が予定通り進まなかったことや、当社の主力であった携帯アフィリエイト広告において、前事業年度後半から不適切な広告に対する通信キャリアの規制強化に起因したクライアントの出稿手控えが増加し、売上が減少したことにより営業赤字が継続し、当事業年度第3四半期累計期間において75百万円の営業赤字となっております。また平成22年5月には、更なる業績改善を積極的に進めるために自由で迅速な意思決定を可能とすることを目的として、親会社であったSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社から同社が保有していた当社株式を公開買付を通じて買い取るにより独立いたしました。これにより88百万円の資金を使用し、また親会社からの経営面での支援を失いました。これらの事象により、継続企業的前提に重要な疑義が生じている状況であります。

当社は、この状況を改善すべく、アフィリエイト広告以外の広告分野へ事業展開を進めるため、平成21年11月よりクリックネットワーク広告サービス「Maist (マイスト)」を開始し、また平成22年7月より検索連動型ネットワーク広告サービス「KEITAI Premium Search! (ケイタイ・プレミアム・サーチ)」を開始しております。また現在急速に拡大しているソーシャルアプリ分野や、今後拡大が期待されるスマートフォン分野への進出等、成長市場での事業展開を行っております。さらに前事業年度における不採算であったソリューション事業とPCメディア事業からの撤退を皮切りに、それ以降継続した業務効率化

による人件費の削減、諸経費の抜本的な見直しを行い、固定費を大幅に減少させております。現在これら業績改善のための施策が効果を表し始め、月次ベースでの営業損益は当事業年度第2四半期を底に大幅に改善しておりますが、資金流出を完全に止めるまでにはさらに一定の時間が必要であり、継続していた営業赤字や親会社からの独立に伴う資金流出の影響により、資金繰りの余裕が縮小し今後のソーシャルアプリ分野やスマートフォン分野への進出のためのソフトウェア開発を始めとする当社が成長をしていく上で必要となる投資資金が十分に捻出できない可能性が出てまいりました。さらに当社は、前述したモバイル・アフィリエイトとの合併により、平成21年3月31日に札幌証券取引所より「合併による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けており、その猶予期間である平成25年3月期の有価証券報告書提出までの間に新規上場に準じた審査を通過する必要があります。同審査においては当社の継続性も重視されるため、審査を通過し上場を継続していくためには当社収益性の改善と合わせて財務的基盤を強化することにより継続企業の前提の疑義を解消する必要があり、そのための資金調達が望ましい状況でもありました。

当社は、これらの状況を踏まえ、間接金融・直接金融のさまざまな手法による資金調達を検討し、関係者との折衝を重ねてまいりました。そして当社は以下の理由に基づき、本スキームによる資金調達を行うことが望ましいとの結論に達しました。

- ① 希薄化の上限が明確であり特定の支配株主が出現せず既存株主の皆様への影響が出来るだけ少ないこと、
- ② 親会社からの独立の際買い取った自己株式を有効活用することができること
- ③ 公募増資やこれ以上の金融機関からの借入は当社の業績推移、財政状態から難しいこと
- ④ 不測の過大な支出がなければ当社の資金繰りに一定程度の余裕があり、時間のかかる可能性のある資金調達手法にも耐えうること

なお、本スキームでは割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「MCM」といいます）との間で締結する本契約において、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の〈本スキームの特徴〉に記載する条項が盛り込んであります。本新株予約権が行使され、財務基盤が安定することで借入等による資金調達手段の可能性が広がってまいります。当社といたしましては、本スキームを実施し、財政基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存株主の皆様をはじめステークホルダーの皆様の利益向上に繋がるものと考えております。

<本スキームの特徴>

本スキームは、新株予約権行使の際に自己株式を割り当てるようにすることや新株予約権の行使価額とその目的である株式数を原則として固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化を抑制しつつ、資金調達を図ることが可能となる特徴を有しております。

す。新株予約権の行使による払込みは原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額及び調達時期は、新株予約権の行使状況により決定されます。

① 行使価額及び目的である株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主の皆様への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び目的である株式数の双方が原則として固定されていることから、既存株主の皆様は株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は原則として6,800円で固定されており、MSCBやMSワラントと異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的である株式数についても発行当初から7,000株で原則として固定されており、MSCBやMSワラントと異なり、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び目的である株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されますが、このような調整は、一般的な新株予約権においても通常行われうるものであり、本新株予約権に特有のものはありません。

② 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のアンビシャスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「第1条件成立」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

本行使指示は、第1条件成立の場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、第1条件成立の日のアンビシャスにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のアンビシャスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合（かかる場合を以下「第2条件成立」といいます。）、には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、第2条件成立の日のアンビシャスにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示は2日続けて行うことはできず、また、行使指示を行った場合でも、条

件成就の日を含む直近7営業日以内に行使指示を行った新株予約権の目的である株式の総数は、割当予定先が当該条件成就日のアンビシャスにおける当社の普通株式の普通取引終了時点で保有している株式貸借契約に基づく株式の数を超えてはならないものとなっております。

③ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の経路を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

⑤ 自己株式の割当交付

本新株予約権の行使により割当交付される株式は、新規に発行される株式ではなく、当社保有の自己株式を予定しています。本新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、当社の保有する自己株式数（平成23年1月31日現在10,369株）の範囲内であるため、発行済株式総数の増加を伴わず既存株主の皆様への影響は少なくなります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

アキナジスタ株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金189,000円

3. 申込期日

平成23年2月15日

4. 割当日及び払込期日

平成23年2月15日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全て割当てて。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は50株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

140個

8. 本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される金額

金 1,350円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、6,800円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を

切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の札幌証券取引所アンビシャス市場（以下「アンビシャス」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成23年2月15日から平成25年2月14日（但し、平成25年2月14日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日在先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する

場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承

認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

アキナジスタ株式会社経営管理部

21. 払込取扱場所

みずほ銀行 神谷町支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基に、本新株予約権1個当たりの払込金額を6,800円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直近日の終値（平成23年1月26日のアンビシャスにおける当社普通株式の終値7,510円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時 平成23年1月31日（月曜日）

午前0時00分から午後18時00分まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、当社ホームページに公告ファイルを未登録のため、公告の中断が生じました。

以 上